

## 入学検定料の返還について

入学検定料の返還請求は、下記の場合に限り行うことができます。

### ○学校推薦型選抜、3年次編入学、社会人特別選抜

(1) 検定料の返還請求ができるもの

- ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった（出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
- イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

### ○一般選抜(前期日程)

(1) 検定料の返還請求ができるもの

次の、ア)、イ)の者には入学検定料のうち17,000円を、ウ)、エ)の者には入学検定料のうち13,000円を返還します。

- ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった（出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
- イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ウ) 出願書類受理後、本学が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していないため、出願資格がないことが判明した者
- エ) 第1段階選抜を実施した場合の不合格者

## 返還請求の方法

以下のものを送付先へ郵送してください。必要に応じて、簡易書留等の到着が確認できる方法で速やかに送付してください。

- ・返還請求書
- ・口座振替依頼書
- ・返還を受ける口座の通帳写し(口座名義人、口座番号、支店番号がわかるもの)
- ・支払い明細、領収書など入学検定料の払い込みがわかるもの(カード払いの場合は、入学志願票)
- ・(一般選抜の返還理由 工)に該当する方のみ) 第1段階選抜結果通知書

<送付先>

〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 820  
埼玉県立大学 事務局入試担当

※大学に書類が到着後、指定口座への返還までは2～3カ月程度かかります。